

下水道排水設備工事責任技術者違反行為報告書

年 月 日

大阪府下水道協会会長 様

_____市

次の下水道排水設備工事責任技術者について、大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者の登録の取消し又は一時停止等に関する規程第 3 条第 1 項の規定により調査した結果、違反行為が認められましたので同条第 2 項の規定により指導しましたが、協会への報告の必要があると認められましたので、同条第 3 項の規定により報告します。

協会登録番号	
氏 名	
専属工事業者名	
事実経過及び調査内容	

下水道排水設備工事責任技術者処分通知書

大 阪 下 水 協 第 号
年 月 日

様

大 阪 府 下 水 道 協 会 会 長
市 (町) 長 印

大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程第 2 6 条
第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので、大阪府下水道協会排水設備工事責任
技術者の登録の取消し又は一時停止等に関する規程第 4 条第 2 項の規定により通知します。

協会登録番号		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
専属工事業者名		
処 分 内 容	☐ 登録の取消	令和 年 月 日
	登録の取消理由	
	☐ 登録の効力 の停止	年 月 日から 年 月 日まで
	登録の効力の 停止理由	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して 3 か月以内に大阪府下水道協会に対して異議の申立てをすることができます。

下水道排水設備工事責任技術者登録取消通知書

大 阪 下 水 協 第 号
年 月 日

様

大 阪 府 下 水 道 協 会 会 長
市（町）長 印

大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程第 2 6 条
第 1 項の規定により、次のとおり登録を取消しましたので、大阪府下水道協会排水設備工
事責任技術者の登録の取消し又は一時停止等に関する規程第 4 条第 3 項の規定により通知
します。

協会登録番号		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
専属工事業者名		
処 分 内 容	登録取消日	年 月 日
	登録取消理由	

この取消処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 3 か月以内に大阪府下水道協会に対して異議の申立てをすることができます。

下水道排水設備工事責任技術者処分結果異議申立書

大阪府下水道協会会長 様

(申出者)

協会登録番号 _____

住 _____ 所 _____

氏 _____ 名 _____

大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程第26条の規定により決定されました処分内容について、大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者の登録の取消し又は一時停止等に関する規程第5条第1項の規定により、次のとおり異議申立てを行います。

☐ 責任技術者処分 通知書番号 ☐ 責任技術者登録取消 通知書番号	大阪下水協第 _____ 号
通知書日付	年 _____ 月 _____ 日
異議申立理由	

(注意) 異議申立てする理由について、詳細に記入してください。また、根拠となる資料等があれば添付してください。

(様式-9)

下水道排水設備工事責任技術者注意勧告書

大 阪 下 水 協 第 号
年 月 日

様

大 阪 府 下 水 道 協 会 会 長
市 (町) 長 印

大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程第26条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので、大阪府下水道協会排水設備工事責任技術者の登録の取消し又は一時停止等に関する規程第4条第2項の規定により通知します。

協 会 登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
専属工事業者名	
内 容	